

偽造処方せんにご注意ください！！

◎ 保険薬局の皆様へ

- ・県内外で、偽造処方せんにより不正に医薬品を入手しようとする事例が発見されています。
- ・処方せん中に疑義がある場合には、薬剤師法第24条により処方医への確認が必要です。
- ・偽造処方せんによる事件は、巧妙で発見しにくい事例もありますが、十分ご確認いただき偽造処方せんを使わせない、だまされないようにしてください。

〈注意・確認ポイント〉

- ◆処方せんの縁等が不自然な感じがする。
- ◆紙質に違和感がある。
- ◆数字の形がおかしい。
- ◆他の薬剤と字体が違う。
- ◆処方せんを裏から見たとき、印影等が全く見えない。

◎ 偽造・変造処方せんを発見した場合は、警察に通報してください。

◎ 処方せんをコピーしたり、お薬を書き加えたり修正して薬局に持ち込むことは偽造・変造にあたり犯罪です。

〈犯罪の内容〉

- ◆詐欺：刑法第246条違反（10年以下の懲役）
- ◆私文書偽造及び同行使（未遂も含む）：刑法第159条及び第161条（3ヶ月以上5年以下の懲役）
- ◆麻薬処方せんの偽造・変造：麻薬及び向精神薬取締法第70条違反（1年以下の懲役若しくは20万円以下の罰金）
- ◆向精神薬処方せんの偽造・変造：麻薬及び向精神薬取締法第72条違反（20万円以下の罰金）